

◇ 物 件 案 内

付 近 見 取 図
物 件 調 書
現 場 写 真
境 界 等

○付近の見取り



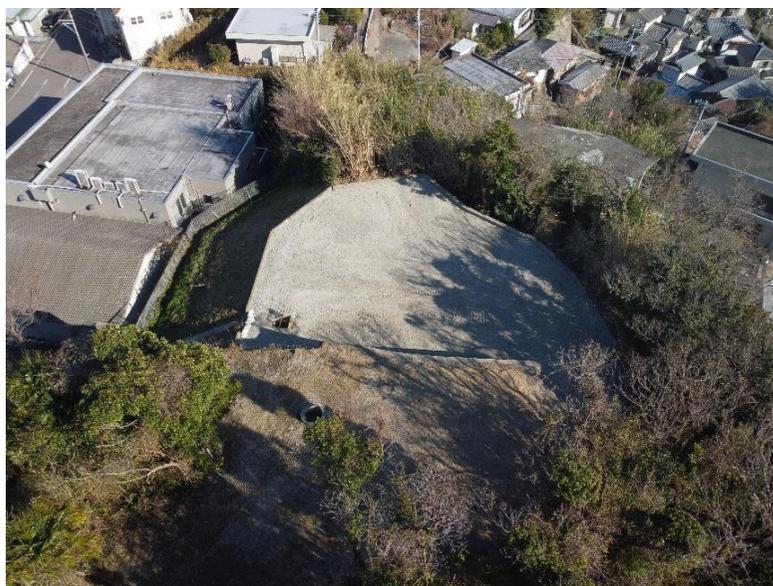
和歌山県道15号線

和歌山市雑賀崎字洲崎256番

太公望

物 件 調 書

物件番号	1	財産の名称	旧、雑賀崎配水池（普通財産）		
基本情報	所在地	和歌山市雑賀崎字洲崎256番 外8筆			
	地積	公簿	609.00㎡	実測値	—
	幅員及び 接道状況	公図上は里道に接しているが、現状は接道がない。			
	交通アクセス	JR線「紀三井寺」駅まで 約5.2km（道路距離）			
	最寄の 公共施設	和歌山市役所等	雑賀崎支所	約0.3km	直線距離
			中央コミュニティセンター	約5.0km	直線距離
		小学校	和歌山市立雑賀崎小学校	約0.6km	直線距離
中学校		和歌山市立西浜中学校	約2.1km	直線距離	
スーパー、金融機関		大浦街道沿い	約1.3km	直線距離	
土地の 情報	法令等に 基づく制限	都市計画法	市街化調整区域		
		建築基準法	用途地域	第四種風致地区	
			建ぺい率	40%	容積率
		その他	1 和歌の浦景観重点地区		
	私道の負担に 関する事項	負担の有無	無	負担の内容	
	供給処理 施設の状況	供給施設	事業所名		引込状況
		電気			不可
都市ガス				不可	
上水道				不可	
公共下水道				不可	
その他特記事項					
その他参考事項	<p>1 公簿面積による売却となります。</p> <p>2 境界明示については行っていません。</p> <p>3 地中埋設杭あり（別紙参照）。水道管の埋設あり。 上記以外にも埋設物が残っている可能性があります。</p> <p>4 一部フェンス及び擁壁が残留しています。</p> <p>5 現状有姿のままの売却となります。（草木についても同様です。）</p> <p>6 土地の評価については、公図上252番5が飛び地となっているが、9筆一団として評価しています。</p> <p>7 土壌汚染等に関する調査は行っていません。</p> <p>8 本物件への接道がなく、進入路もありません。</p> <p>9 本物件引き渡し後、買主は売主に対し、地中埋設物の撤去の要求及び撤去費等の追加費用請求等、地盤及び地中に関連する作業の要求及び追加費用の請求はできません。また、それらを理由に売買代金の減額、損害賠償の請求、契約の解除及びその他法的請求ができないことを承認していただいたうえで契約となります。</p>				



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168873
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
251番2	雑種地	69		251番から分筆 〔昭和45年5月25日〕	
余白	水道用地	余白		②昭和45年2月12日変更 〔昭和45年5月25日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他事項
1	所有権移転	昭和45年5月25日 第17086号	原因 昭和45年2月13日寄付 所有者 和歌山市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (1/9)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168874
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
251番3	雑種地	12		251番1から分筆 〔昭和45年9月2日〕	
余白	水道用地	余白		②昭和45年5月29日変更 〔昭和45年9月2日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年9月2日 第28286号	原因 昭和45年5月30日寄付 所有者 和歌山市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (2/9)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168878
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
252番5	雑種地	88		252番1から分筆 〔昭和47年3月4日〕	
余白	水道用地	余白		②昭和47年1月26日変更 〔昭和47年3月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年3月4日 第6419号	原因 昭和47年1月27日売買 所有者 和歌山市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (3/9)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168880
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
続252番	山林	66		余白	
余白	水道用地	余白		②昭和45年2月12日変更 〔昭和45年5月25日〕	
252番7	余白	余白		①変更 〔昭和63年4月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年5月25日 第17086号	原因 昭和45年2月13日寄付 所有者 和歌山市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方法務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (4/9)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168881
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	町反畝歩	原因及びその日付〔登記の日付〕	
253番1	畑	⑩	109	余白	
余白	余白		138	③錯誤	
余白	水道用地	余白		②昭和35年10月4日変更	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和35年11月11日 第22801号	原因 昭和35年10月4日売買 所有者 和歌山市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日

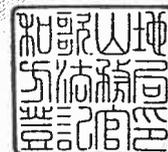


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (5/9)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168883
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
253番3	水道用地	46		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和35年11月11日 第22799号	原因 昭和35年10月4日売買 所有者 和歌山市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方法務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D32389 (6/9)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168886
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
256番	畑	79		余白	
余白	水道用地	余白		②昭和35年10月4日変更	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和35年11月14日 第22947号	原因 昭和35年10月4日売買 所有者 和歌山市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (7/9)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168888
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
258番	畑	85		余白	
余白	水道用地	余白		②昭和45年5月4日変更 〔昭和45年6月29日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年6月29日 第21066号	原因 昭和45年5月6日売買 所有者 和歌山市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日

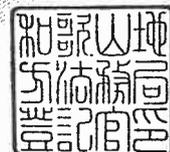


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方法務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (8/9)

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	1700000168895
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
260番	畑	26		余白	
余白	水道用地	余白		②昭和35年10月4日変更	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②令和7年4月23日地目変更 〔令和7年4月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和35年11月14日 第22947号	原因 昭和35年10月4日売買 所有者 和歌山市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年6月6日
和歌山地方法務局

登記官

芝正教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

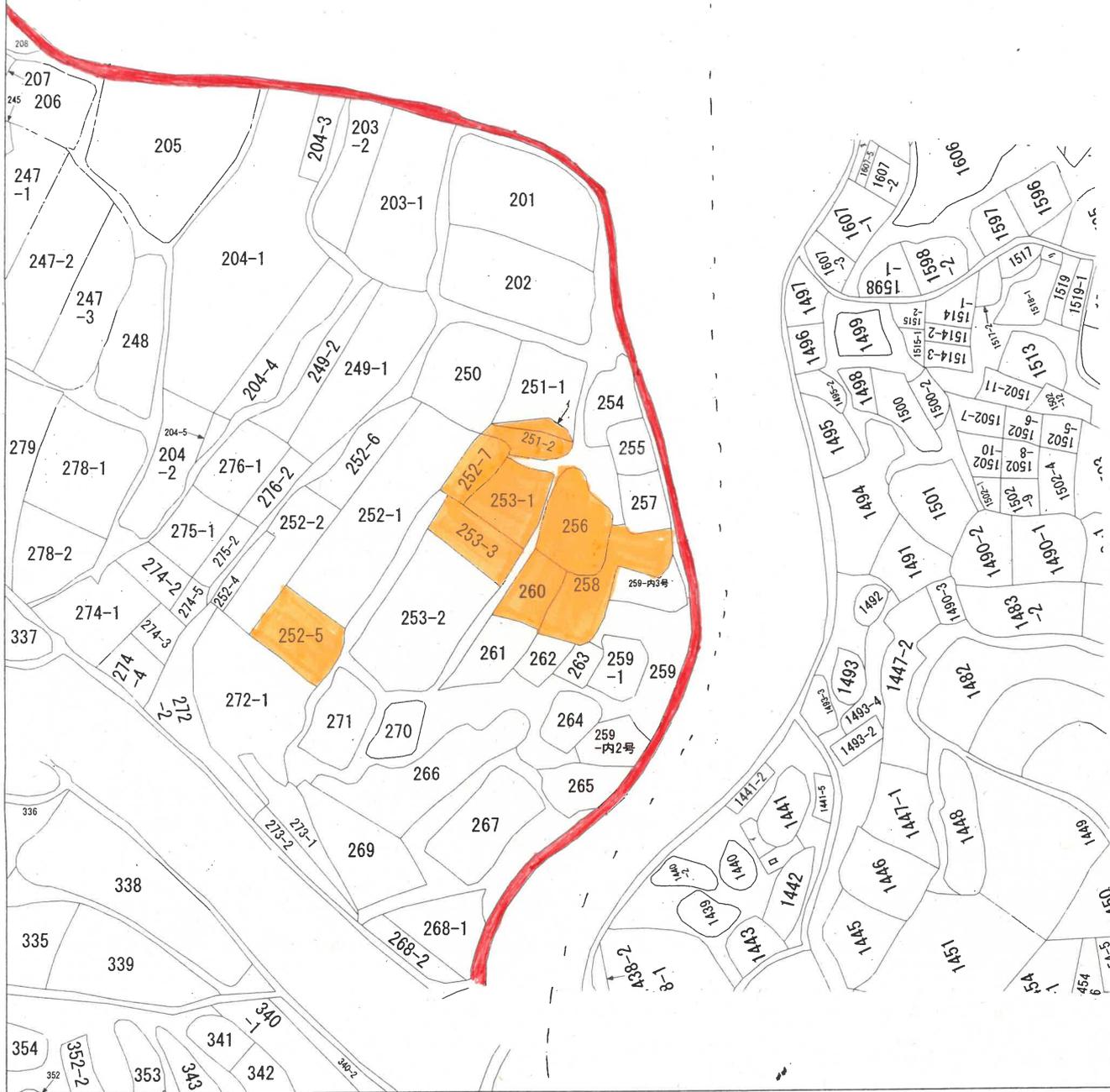
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D32389 (9/9)

1/1

雑賀崎字洲崎

雑賀崎字北浦内



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 雑賀崎
B 雑賀崎

請求部	所在	和歌山市雑賀崎字洲崎			地番	256番	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	方位不明	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

参 考 資 料

○杭 図 面

○杭 現 況 位 置 図

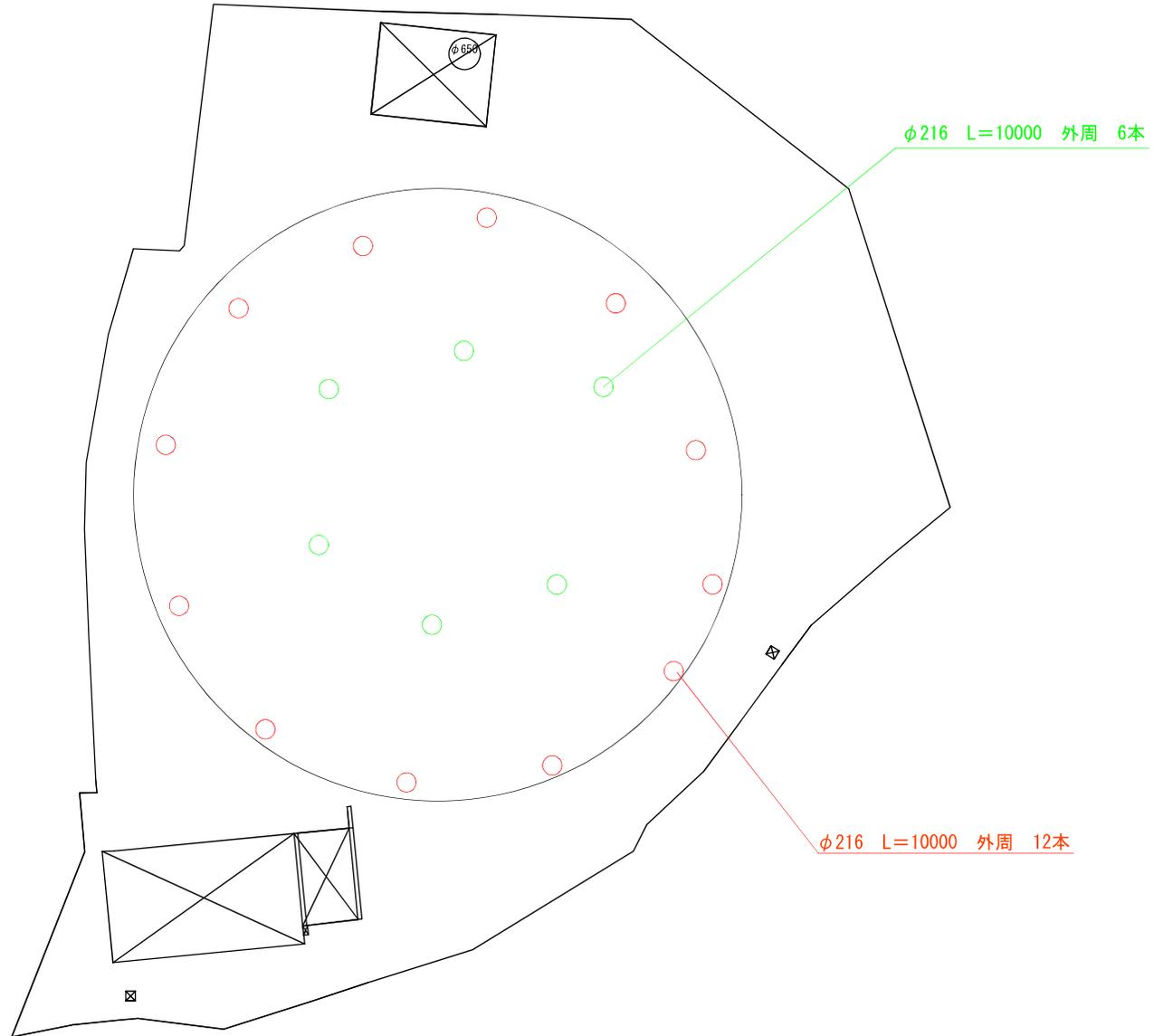
○杭 オ フ セ ッ ト 図

○杭 写 真

○残 存 管 図 面

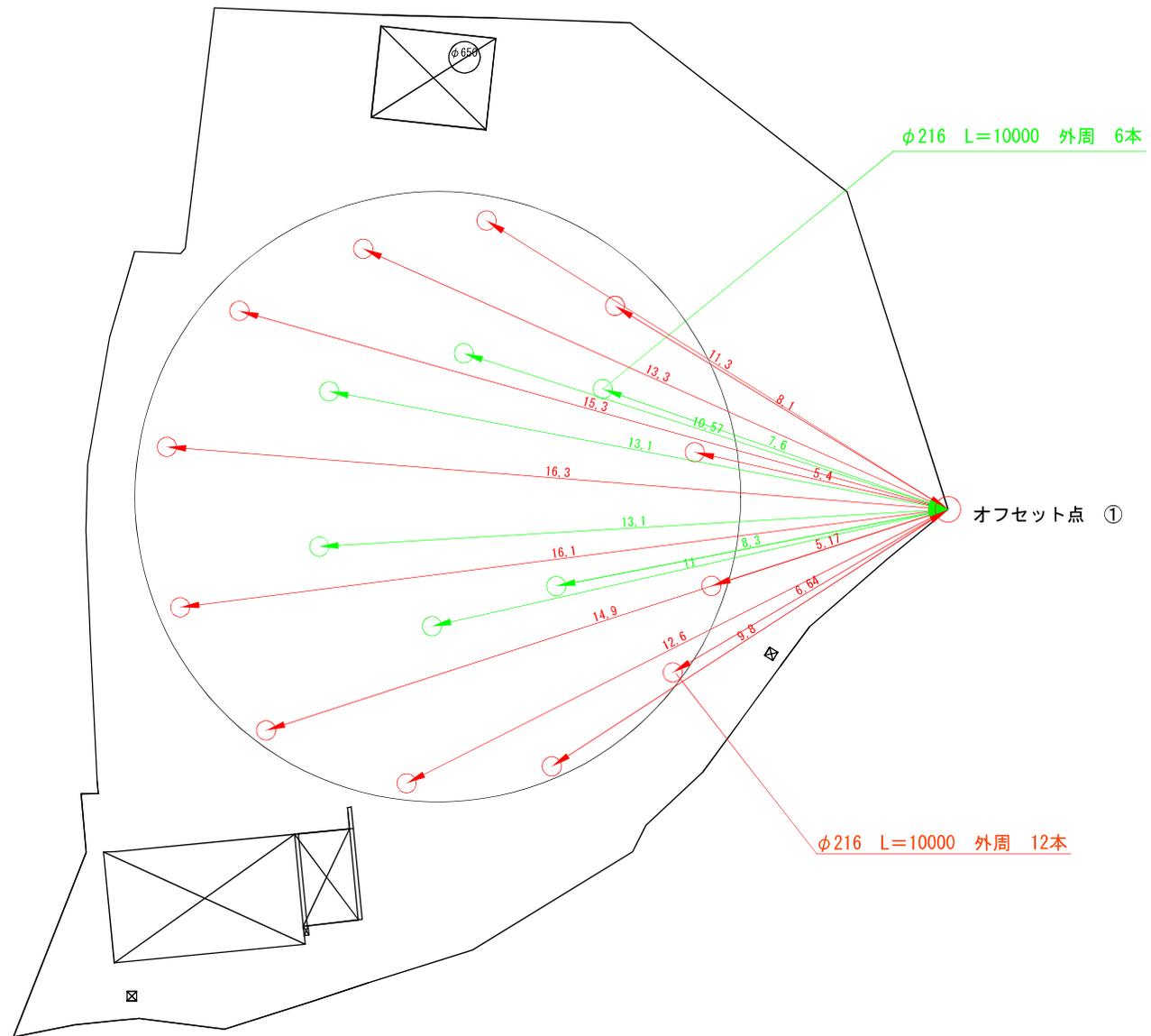
○フ ェ ン ス ・ 擁 壁 図 面

杭現況位置図



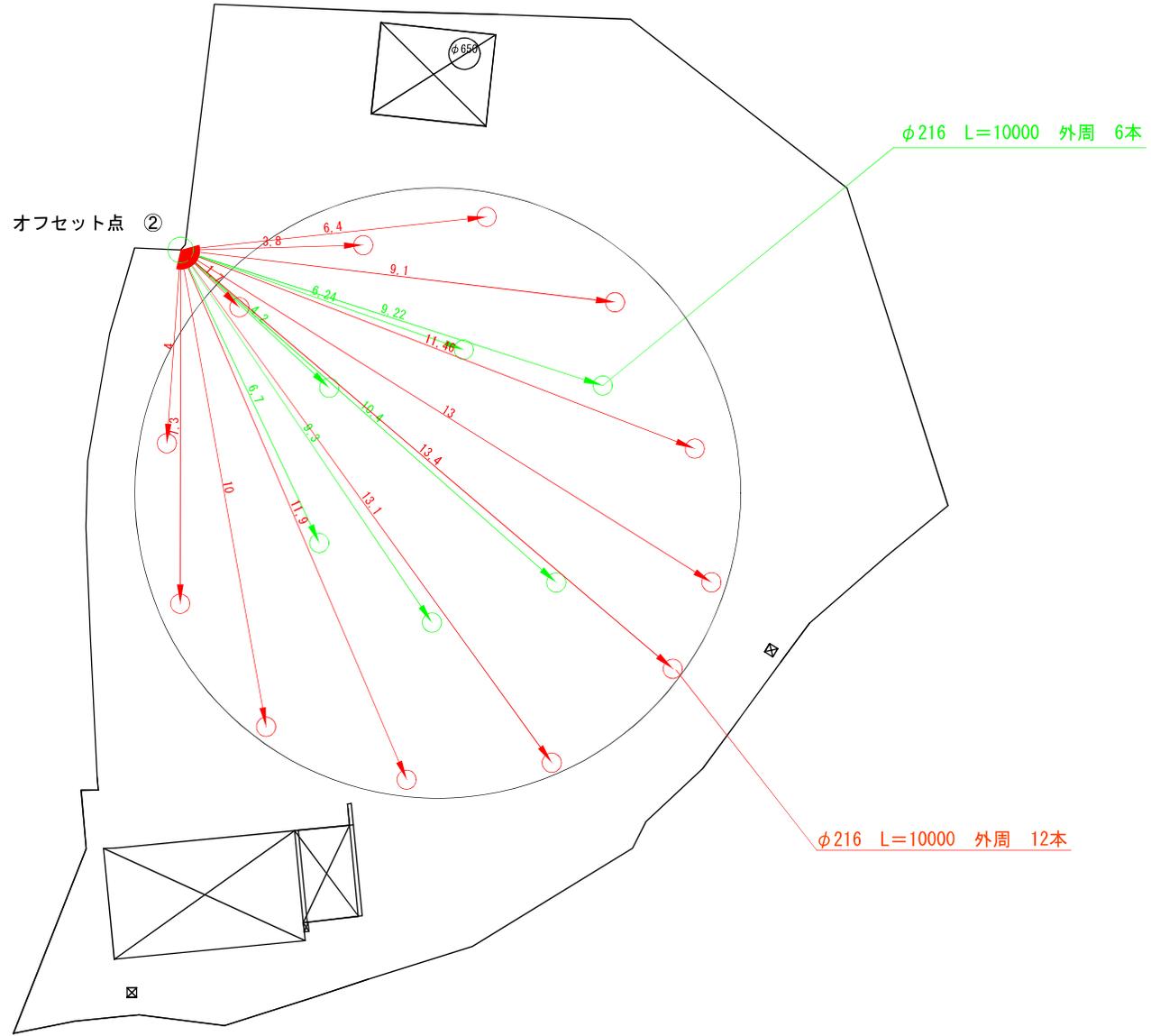
基礎杭オフセット図 ①

杭現況位置図



基礎杭オフセット図 ②

杭現況位置図





杭現況位置確認
外周 12本
内周 6本



杭現況位置確認
外周 12本



杭現況位置確認
外周 12本



杭現況位置確認
外周 12本



杭現況位置確認
外周 12本



杭現況位置確認
内周 6本



杭現況位置確認
杭径 ϕ 216



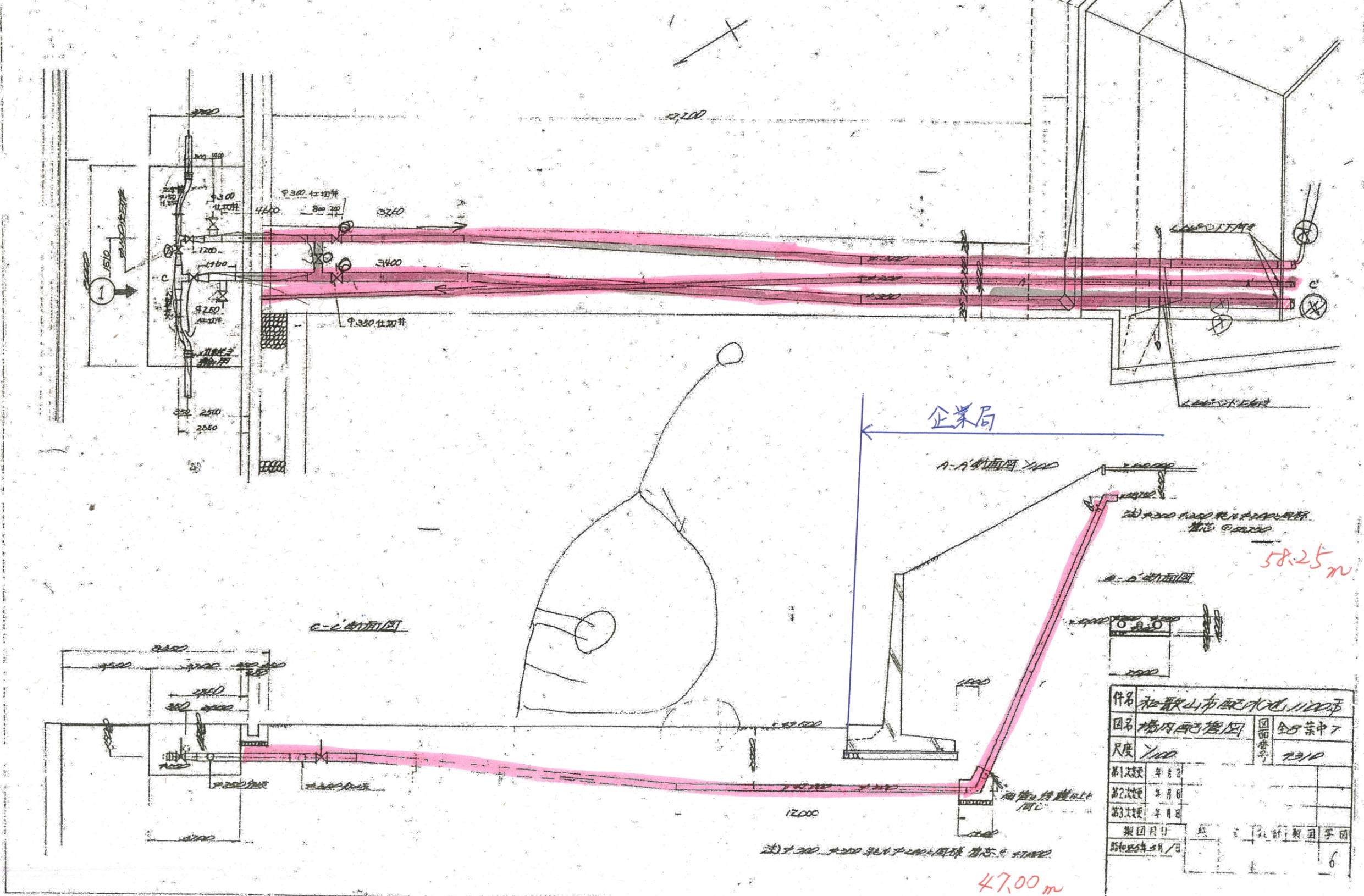
杭現況位置確認
杭径 ϕ 216

$\phi 200 \quad L = 2.0 + 47.0 + 58.25 = 107.25m$

$\phi 300 \quad L = 47.0 + 58.25 = 105.25m$

$\phi 350 \quad L = 2.4 + 47.00 + 58.25 = 107.65m$

场内配管平面图 1/100



件名	和歌山市配水池内配管		
図名	场内配管图	図番	全8葉中7
尺度	1/100	管番	2310
第1次校	年月日		
第2次校	年月日		
第3次校	年月日		
製図員	監	設計製図	字図
昭和55年5月/日			6

駐車場

S 6 0 - 1 - H 3

H 4 - 2 2 - V 2

H 4 - 2 2 - V 5

Q 0 8 3 - V 1 9

Q 0 8 3 - V 1 3

Q 0 8 3 - V 1 2

Q 0 8 3 - V 1 4

C I P 2 0 0

Q 0 8 3 - V 1 5

Q 0 8 3 - V 1 6

Q 0 8 3 - V 2 0

閉

閉

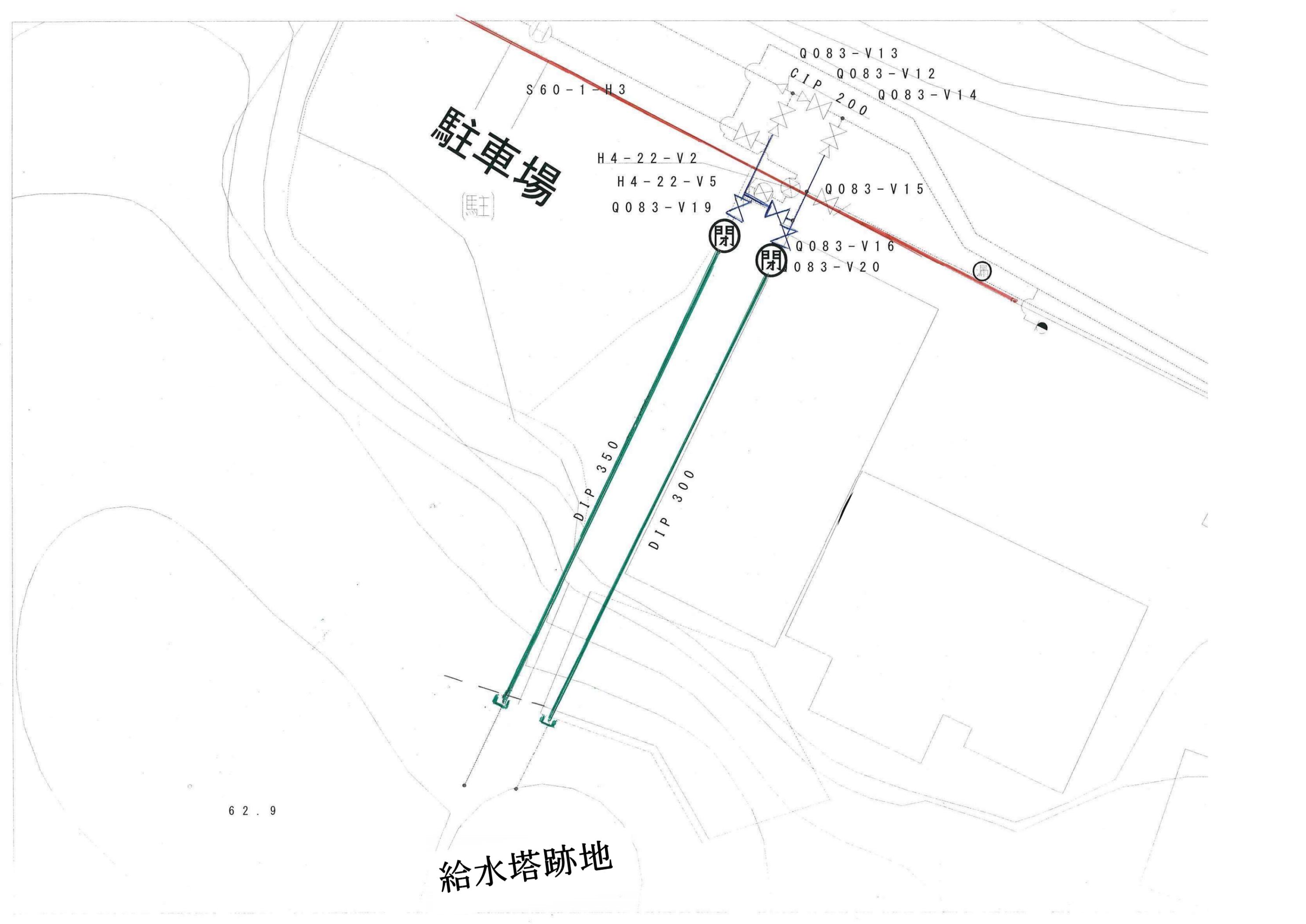
漏

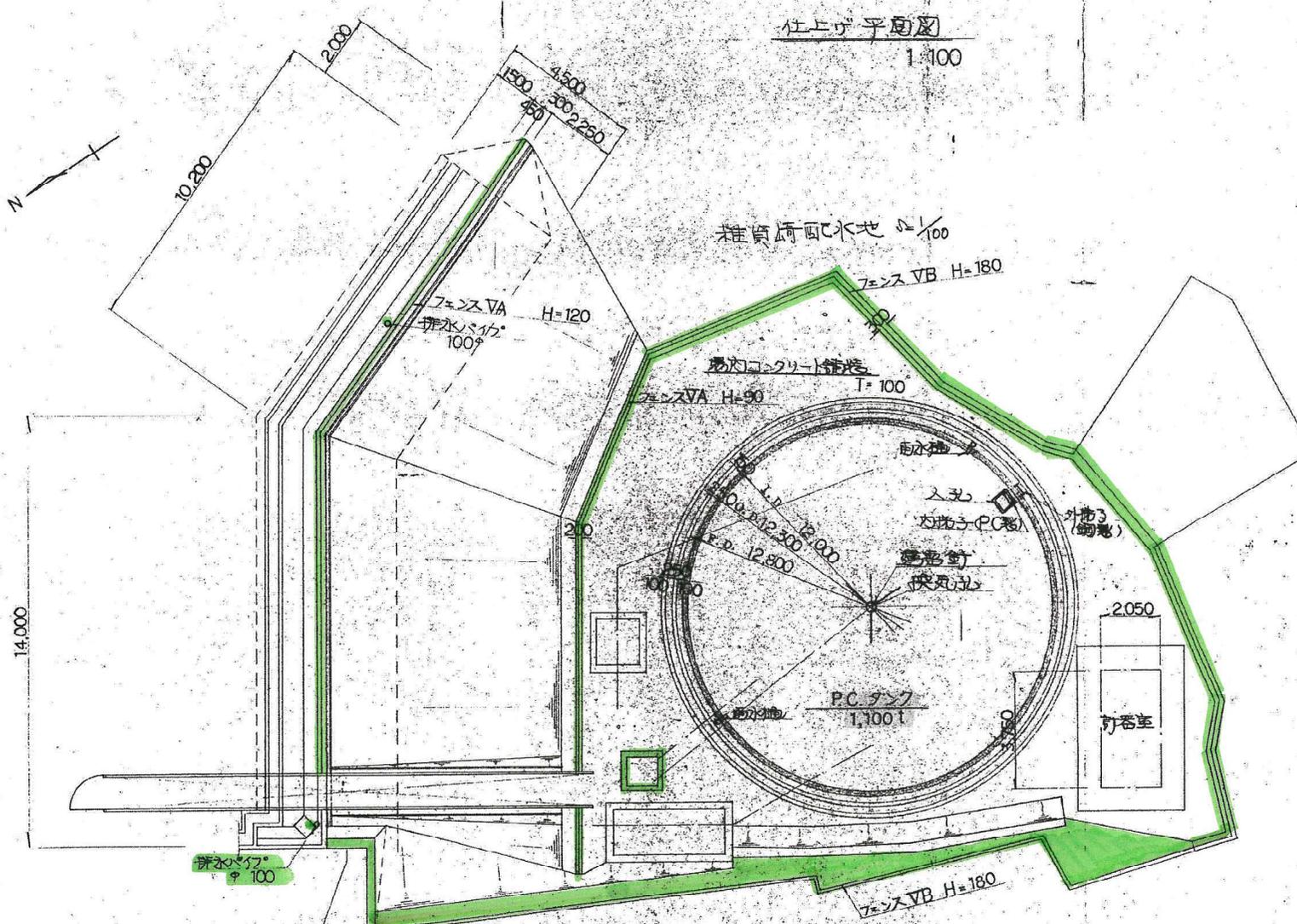
DIP 350

DIP 300

6 2 . 9

給水塔跡地





100
11304

件名	和歌山市配水池 1,100 ²		
図名	平面図	図番	全3葉中1
尺度	1/100	図番号	9310
第1次設計	年月日		
第2次設計	年月日		
第3次設計	年月日		
製図月日	監 査	設計	製図
昭和 年 月 日			/